

協議第23号

都市建設関係事業について（その1）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成21年 2月16日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸山政史

都市建設関係事業について

1 都市建設関係事業のうち次の事業については、熊本市の例に統一する。

- ・里道の整備
- ・私道の整備
- ・下水道使用料
- ・受益者負担金

2 都市建設関係事業のうち下水道計画については、植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議協議項目一覧(23 都市建設関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
建設関係事業の取扱い					
1	里道の整備	都市建設部会	第3回		
2	私道の整備	都市建設部会	第3回		
下水道事業の取扱い					
1	下水道計画	都市建設部会	第3回		
2	下水道使用料	都市建設部会	第3回		
3	受益者負担金	都市建設部会	第3回		
交通関係事業の取扱い					
1	地方バス	都市建設部会	事務局		
2	乗合タクシー運行補助金	都市建設部会	事務局		
3	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会	事務局		
4	道路照明灯の整備	都市建設部会	事務局		
5	国道3号植木バイパス期成会負担金	都市建設部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	河川の維持管理	都市建設部会	事務局		
2	砂防対策(県砂防事業負担金)	都市建設部会	事務局		
3	河川占用料	都市建設部会	事務局		
4	河川整備計画	都市建設部会	事務局		
5	河川災害関連	都市建設部会	事務局		
6	雨水浸透枠設置費助成	都市建設部会	事務局		
7	河川関係負担金	都市建設部会	事務局		
8	道路位置指定	都市建設部会	事務局		
9	建築確認事務	都市建設部会	事務局		
10	建築指導行政	都市建設部会	事務局		
11	やさしいまちづくり事業	都市建設部会	事務局		
12	建築物耐震改修促進計画	都市建設部会	事務局		
13	アスベスト改修型優良建築物等整備事業	都市建設部会	事務局		
14	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降		
15	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会	事務局		
16	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会	事務局		
17	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会	事務局		
18	市(町)営住宅駐車場の整備・管理	都市建設部会	事務局		
19	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会	事務局		
20	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	事務局		
21	市(町)営住宅条例規	都市建設部会	事務局		
22	市(町)営住宅図面	都市建設部会	事務局		
23	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会	事務局		
24	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会	事務局		
25	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会	事務局		
26	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会	事務局		
27	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会	事務局		
28	市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会	事務局		
29	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会	事務局		
30	市(町)営住宅徵収日誌	都市建設部会	事務局		
31	市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会	事務局		
32	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会	事務局		

33	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会	事務局		
34	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会	事務局		
35	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会	事務局		
36	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会	事務局		
37	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	事務局		
38	市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会	事務局		
39	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会	事務局		
40	新規道路の認定	都市建設部会	事務局		
41	道路占用料	都市建設部会	事務局		
42	市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会	事務局		
43	道路台帳	都市建設部会	事務局		
44	道路の維持管理	都市建設部会	事務局		
45	用途廃止・払い下げ	都市建設部会	事務局		
46	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	事務局		
47	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会	事務局		
48	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
49	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
50	官民境界	都市建設部会	事務局		
51	用地取得基準	都市建設部会	事務局		
52	九州地区用地対策連合会負担金	都市建設部会	事務局		

都市計画の取扱い

1	公園管理	都市建設部会	事務局		
2	公園使用料	都市建設部会	事務局		
3	児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会	事務局		
4	公園愛護会支援事業	都市建設部会	事務局		
5	公園維持管理事業	都市建設部会	事務局		
6	公園整備事業	都市建設部会	事務局		
7	公園県事業負担金	都市建設部会	事務局		
8	都市計画区域	都市建設部会	次回以降		
9	都市計画区域区分	都市建設部会	次回以降		
10	都市計画審議会委員	都市建設部会	事務局		
11	地区計画運用基準	都市建設部会	事務局		
12	集落内開発制度運用基準	都市建設部会	事務局		
13	土地区画整理事業	都市建設部会	次回以降		
14	中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会	事務局		

下水道事業の取扱い

1	水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	事務局		
2	施設の保守、運転管理	都市建設部会	事務局		
3	排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会	事務局		
4	下水道台帳	都市建設部会	事務局		
5	汚水処理(し尿処理)事業の取り扱い	都市建設部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名：都市建設部会

協議項目	建設関係事業	小項目名	1 里道の整備
協議内容	里道の整備に伴う要項の協議。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1) 市街化区域及び市街化調整区域（集落区域）の境界確定されている里道は市で整備を行う。 (※住民からの要望に対しては、全件市で対応する。)</p> <p>平成 17 年度決算 13,245 千円 平成 18 年度決算 49,576 千円（工事：26 件） 平成 19 年度決算 24,322 千円（工事：28 件）</p> <p>2) 市街化調整区域内（集落区域外）に存する里道については補助金の交付及び原材料の支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道整備に係る補助金は 70 万円を限度額として交付している。 有効幅員 3.0m 以上は工事に要した費用の 60/100 以内 有効幅員 3.0m 以下は工事に要した費用の 40/100 以内 ・幅員が 2.0m 以上の市街化調整区域内の里道の道路舗装については生コンを、道路補修については碎石などの原材料を支給している。 <p>平成 17 年度実績 4,078 千円 (37 件) 平成 18 年度実績 5,582 千円 (37 件) 平成 19 年度決算 4,397 千円 (22 件)</p>	<p>1) 町道、農道以外の里道（生活道路）については原材料の支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が現地調査し、生活道路と認めた箇所に付き、定住住宅が 3 戸以上あり、かつ集落重要な道路であることを採択基準とし、舗装原材料を原則 20 立米程度を限度として支給している。 <p>平成 17 年度実績 821 千円 (9 件) 平成 18 年度実績 795 千円 (8 件) 平成 19 年度実績 938 千円 (10 件)</p> <p>2) 農道及び農道として利用している里道については、補助金の交付及び碎石など原材料の支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道整備にかかる補助金は 45 万円を限度額として交付している。 ・有効幅員が 2m 以上は、工事に要した費用の 45/100 以内。 <p>平成 17 年度決算 10,849 千円 平成 18 年度決算 6,605 千円 平成 19 年度決算 2,797 千円 (含む農業用施設費)</p>
相 違 点 と 課 題	熊本市では、市街化区域、市街化調整区域（集落区域）については、市で整備しているが、植木町では生活道路については、原材料支給となっている。 農道に係る補助金の限度額と補助率に相違点がある。	

**熊本市・植木町合併協議会
事務事業調査票**

作業部会名：都市建設部会

協議項目	建設関係事業	小項目名	2 私道の整備
------	--------	------	---------

協議内容	私道の整備について。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制度比較		
	熊本市	植木町
市町別内容	<p>一般交通の用に供している私道の整備工事又は補修工事を行う者に対して補助金を交付している。 (要件)</p> <p>1. 幅員が 1.8m 以上あること 2. 私道に接する家屋の戸数が 3 戸以上あり、かつ、私道に接する土地が複数の者に所有されていること。 (補助額) 補助基準により算出した工事費の 100 分の 75 ただし、10 万円未満対象外。 補助基準額の上限は 250 万円。</p> <p>平成 17 年度実績 34,173 千円 (34 件) 平成 18 年度実績 12,526 千円 (18 件) 平成 19 年度予算 12,042 千円 (17 件)</p>	<p>一般交通の用に供している私道の整備工事又は補修工事を行う者に対して原材料の支給をしている。 (要件)</p> <p>1. 建売住宅道路で建設後 10 年以上経過し、定住世帯 5 戸程度以上あること。 (支給量) 舗装の表装材料として、生コンクリートかアスファルト合材を原則として 20 立方メートル程度。</p> <p>実績等は、里道の整備の分に含まれる。</p>
相違点と課題	熊本市では補助金で対応しているが、植木町では原材料支給で対応している。	

熊本市・植木町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名：都市建設部会

協議項目	下水道事業	小項目名	1 下水道計画
協議内容	下水道事業の取扱い		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。		

制 度 比 較			
	熊 本 市		植 木 町
市 町 別 内 容	1. 事業名 単独公共下水道事業 流域関連公共下水道事業	1. 事業名 流域関連公共下水道事業	
	2. 会計名 熊本市公共下水道企業会計	2. 会計名 植木町公共下水道特別会計	
	3. 全体計画（汚水） 計画面積 12,280ha 計画人口 706,000人 目標年次 平成32年度 事業費 587,472百万円 計画処理水量 517,600m³／日 排除方式 分流式、一部合流式	3. 全体計画（汚水） 計画面積 423ha 計画人口 16,800人 目標年次 平成39年度 事業費 12,446百万円 計画処理水量 10,010m³／日 排除方式 分流式	
	4. 認可計画（汚水） 計画面積 11,136ha 計画人口 639,160人 目標年次 平成23年度 (流閑：平成22年度) 事業費 479,753百万円	4. 認可計画（汚水） 計画面積 99ha 計画人口 3,700人 目標年次 平成20年度 (流閑：平成22年度) ※現在認可変更準備中 事業費 3,402百万円	
	5. 整備状況（平成19年度末） 処理人口 564,617人 普及率 85.6% 整備面積 9,465ha 面整備率 77.1%	5. 整備状況（平成19年度末） 未供用 (平成20年度より共用開始)	
	6. 雨水計画 区域面積 8,970ha 目標年次 平成32年度 事業費 40,939百万円	6. 雨水計画 未策定	

	平成 17 年度決算 7,022,072 千円 平成 18 年度決算 5,440,291 千円 平成 19 年度決算 8,620,321 千円	平成 17 年度決算 369,400 千円 平成 18 年度決算 447,329 千円 平成 19 年度決算 446,830 千円
相違点と課題	相違点 : 植木町の平成 19 年度末面整備率は 0% であり、熊本市及び熊本市近郊の市町と比べて低い状況にある。	

熊本市・植木町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名：都市建設部会

協議項目	下水道事業	小項目名	2 下水道使用料
協議内容	下水道使用料の料金体系・併用世帯（水道水・井戸水等）の取扱いについて。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較																																										
	熊 本 市	植 木 町																																								
市 町 別 内 容	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <table> <tr><td>・基本料金 10 m³まで</td><td>990 円</td></tr> <tr><td>(従量料金 1 m³につき)</td><td></td></tr> <tr><td>・11 m³～20 m³</td><td>125 円</td></tr> <tr><td>・21 m³～50 m³</td><td>165 円</td></tr> <tr><td>・51 m³～200 m³</td><td>200 円</td></tr> <tr><td>・201 m³～500 m³</td><td>240 円</td></tr> <tr><td>・501 m³～2,000 m³</td><td>280 円</td></tr> <tr><td>・2,001 m³以上</td><td>325 円</td></tr> <tr><td>(例) 20 m³使用の場合</td><td>2,240 円</td></tr> </table> <p>(2) 一般家庭用の井戸水又は温泉水</p> <table> <tr><td>1 世帯につき</td><td>1,700 円</td></tr> <tr><td>(3) 一般公衆浴場</td><td>12 円/m³</td></tr> </table> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道局徴収</p> <p>奇数・偶数月検針 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2) 井戸水分 下水道総務課で徴収</p> <p>一般家庭用 → 奇数月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(3) 水道水と井戸水等との併用</p> <p>水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用される場合、汚水の種類別に算定して徴収</p> <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水は水道局が検針</p> <p>奇数・偶数月検針</p> <p>(2) 事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託</p> <p>2ヶ月検針(奇数月・偶数月)</p>	・基本料金 10 m ³ まで	990 円	(従量料金 1 m ³ につき)		・11 m ³ ～20 m ³	125 円	・21 m ³ ～50 m ³	165 円	・51 m ³ ～200 m ³	200 円	・201 m ³ ～500 m ³	240 円	・501 m ³ ～2,000 m ³	280 円	・2,001 m ³ 以上	325 円	(例) 20 m ³ 使用の場合	2,240 円	1 世帯につき	1,700 円	(3) 一般公衆浴場	12 円/m ³	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <table> <tr><td>・基本料金 8 m³まで</td><td>1,470 円</td></tr> <tr><td>(従量料金 1 m³につき)</td><td></td></tr> <tr><td>・9 m³～</td><td>180 円</td></tr> <tr><td>(例) 20 m³使用の場合</td><td>3,630 円</td></tr> </table> <p>(2) 一般家庭用の井戸水</p> <table> <tr><td>1 人世帯</td><td>1,470 円</td></tr> <tr><td>2 人世帯</td><td>2,940 円</td></tr> <tr><td>3 人世帯</td><td>4,410 円</td></tr> <tr><td>4 人世帯</td><td>5,880 円</td></tr> <tr><td>6 人を超える世帯</td><td>1 人につき 735 円を加算</td></tr> </table> <p>世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月 1 日とする。 ※ 平成 20 年 4 月 1 日制定</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道班で徴収</p> <p>一般家庭用 → 毎月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2) 井戸水分 下水道課で徴収</p> <p>一般家庭用 → 毎月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(3) 水道水と井戸水等との併用</p> <p>一般家庭の井戸水に同じ</p> <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水は水道班が検針</p> <p>毎月検針</p> <p>(2) 井戸水は定額制の為検針なし ただし、量水器を設置されたときは下水道班が</p>	・基本料金 8 m ³ まで	1,470 円	(従量料金 1 m ³ につき)		・9 m ³ ～	180 円	(例) 20 m ³ 使用の場合	3,630 円	1 人世帯	1,470 円	2 人世帯	2,940 円	3 人世帯	4,410 円	4 人世帯	5,880 円	6 人を超える世帯	1 人につき 735 円を加算
・基本料金 10 m ³ まで	990 円																																									
(従量料金 1 m ³ につき)																																										
・11 m ³ ～20 m ³	125 円																																									
・21 m ³ ～50 m ³	165 円																																									
・51 m ³ ～200 m ³	200 円																																									
・201 m ³ ～500 m ³	240 円																																									
・501 m ³ ～2,000 m ³	280 円																																									
・2,001 m ³ 以上	325 円																																									
(例) 20 m ³ 使用の場合	2,240 円																																									
1 世帯につき	1,700 円																																									
(3) 一般公衆浴場	12 円/m ³																																									
・基本料金 8 m ³ まで	1,470 円																																									
(従量料金 1 m ³ につき)																																										
・9 m ³ ～	180 円																																									
(例) 20 m ³ 使用の場合	3,630 円																																									
1 人世帯	1,470 円																																									
2 人世帯	2,940 円																																									
3 人世帯	4,410 円																																									
4 人世帯	5,880 円																																									
6 人を超える世帯	1 人につき 735 円を加算																																									

<p>事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、市が実施 ※家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成17年度決算 11,017,096千円 平成18年度決算 11,208,455千円 平成19年度決算 11,174,965千円</p>	<p>検針 毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 家庭及び事業所の量水器の設置は基本的には、使用者、必要があると認めるときは町が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、町が実施</p> <p>5. データ処理 町独自電算システム(RKKコンピュータ)</p> <p>平成17年度決算 362,316千円 平成18年度決算 447,329千円 平成19年度決算 466,830千円</p>
<p>相違点と課題</p> <p>料金体系については、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額であるが、使用量 143 m³/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額である。 一般家庭用の井戸水の場合、熊本市が低額に設定されている。 併用世帯（水道水及び井戸水等）について、熊本市は汚水の種別ごとに算定を行っているが、植木町は一般家庭用の井戸水だけで算定を行っている。</p>	

熊本市・植木町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名：都市建設部会

調査項目	下水道事業	小項目名	3 受益者負担金
------	-------	------	----------

調査内容	受益者負担金の算定方法について。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制度比較		
	熊本市	植木町
市	1. 受益者負担金額 200 円/m ²	1. 受益者負担金額 一般世帯は均等割 171,000 円 事業所等においては、算定人槽が 10 人槽まで 171,000 円 11 人槽以上については、171,000 円に 10 人を超えた分に応じて、 11 人槽～50 人槽まで 10,000 円 51 人槽～100 人槽まで 5,000 円 101 人槽～500 人槽まで 3,000 円 501 人槽以上 2,000 円 上記の段階に応じた単価を乗じて得た額を加算した額とする。
町	2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日	2. 施行年月日 H20 年 4 月 1 日
別	3. 負担金の徴収猶予の有無 有り	3. 負担金の徴収猶予の有無 有り
内	4. 負担金の減免制度の有無 有り	4. 負担金の減免制度の有無 有り
容	5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 3 年間×年 4 回 (8・10・12・2 月) の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し	5. 納入方法 ①金融機関 ②一括納付及び 3 年間×年 1 回 (10 月) の分割 ③一括納付の報奨金制度なし
	6. データ処理 市独自電算システム（富士通） 平成 17 年度決算 197,357 千円 平成 18 年度決算 303,160 千円（一括調定の為） 平成 19 年度決算 173,962 千円	6. データ処理 町独自電算システム（RKK コンピューター） 平成 19 年度決算 0 千円（未供用のため）
相違点と課題	負担金額の算定方法について熊本市は土地の面積割であり、植木町は戸割（人槽換算）である。 土地の面積 854 m ² 以下は熊本市が安く、856 m ² 以上は植木町が安くなる。	